

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：細川）宛にお願い致します。

2021 年 5 月 10 日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長 石丸 卓

調達管理番号	21c00178000000
調達件名	中南米地域火山防災能力強化
業務種別	業務委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2021 年 6 月上旬～2022 年 3 月中旬（遠隔+来日研修、予定） ※ 詳細については JICA 担当者と協議の上決定。 ※ 特段の問題がない限り、2022 年度、2023 年度も単年度ごとに契約する。
選定方法	参加意思確認公募（詳細は公示（研修委託業務仕様書含む）による
特定者	特定非営利活動法人 火山防災推進機構
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の応募要件に該当すること。
競争参加資格 確認申請期限	2021 年 5 月 21 日（金）午後 5 時

契約担当部署	北海道センター研修業務課 細川 知世 電話：011-866-8393 メールアドレス：Hosokawa.Tomoyo@jica.go.jp
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなす。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通り。 「公共調達 の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

2021 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募する。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた火山防災分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、火山地域防災能力向上に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 火山防災推進機構（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

特定者は、火山防災について北海道を含む全国の学際関係者及び行政関係者等との幅広いネットワークを有し、主に火山を有する地方自治体から火山防災に係る各種計画策定や調査支援業務等の実績を有している。加えて、草の根技術協力事業インドネシア「活火山メラピ山西側山腹における火山監視システムを活用した地域防災力向上プロジェクト」を山梨県富士山科学研究所と共同で実施する等 JICA 事業への理解も有することから、2021 年度の当コース実施体制の変更に伴う研修プログラム内容の検討に参画している。

以上より、特定者は研修実施に必要な知見等が集約されている機関であるため、本件業務を適切に実施し得る要件を備えているが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1 業務内容

- (1) 業務名：2021 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」コース
- (2) 業務の目的：上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容：研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (4) 契約履行期間：2021 年 6 月上旬～2022 年 3 月中旬まで（遠隔＋来日研修、予定）

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができる。
- ② 契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格を有しない。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱う。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とする。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付ける。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれの条項にも該当することはないことを条件とする。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとする。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を無効とする。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 案件受託上の条件として、2021 年度案件を第 1 回目として受託し、2023 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2021 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。
- ② 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③ 2021 年度案件については遠隔研修の実施に加え、2021 年度に来日研修を実施する。今般の契約は 2021 年度中に実施する遠隔研修分とし、来日研修については別途契約とする。詳細については、対象国及び日本国内の COVID-19 の感染状況等を鑑み、JICA 担当者と協議の上最終決定することとする。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2021 年 5 月 10 日（月）午前 10 時から 2021 年 5 月 21 日（金）午後 17 時まで※1
	提出場所	JICA 北海道（札幌） 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書及び上記「2 応募要件」で求められている実績等を証明する資料（写し可）※2
	提出方法	持参または郵送（書留としてください）
(2) 審査結	通知日	2021 年 5 月 28 日（金）

果の通知	通知方法	メール
(3) 応募要件無しの理由 請求	請求場所	JICA 北海道 研修業務課
	請求方法	メール
	回答予定日	2021年6月4日(金)
	回答方法	メール

※注1：提出期間

送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

- 1) 参加意思確認書（別添B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和1・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とする。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しない。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え、及び再提出は認めない。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。（上記3（3）を参照）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たすものがない場合は、特定者との随意契約手続きに移行する。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行う。その場合の、日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡する。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合がある。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除する。
- (11) 共同企業体の結成：認める。

以上

2021 年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」研修委託契約 業務概要

1. 当該研修コースの概要

- (1) 研修コース名
中南米地域火山防災能力強化
- (2) 技術研修期間（予定）
遠隔研修：2021 年 10 月下旬～2021 年 11 月末
来日研修：来日の目途がつき次第調整
- (3) 研修目的（案件目標）
行政及び市民等が連携した火山防災能力向上のためのアクションプランを検討・作成する。
- (4) 研修の到達目標（単元目標）
 - ① 各国の現状に沿って、火山災害リスク及びそれらを把握する方法について、それぞれの課題とともに説明できる。
 - ② 他国の火山に係る防災法体系、防災計画、防災体制のあり方の理解を踏まえて、自国との違いをメリット・デメリットを踏まえて説明できる。
 - ③ 各国の現状に沿って、火山災害軽減に必要な諸課題（インフラ整備、法整備、避難・防災体制整備、普及啓発等）について説明ができる。
 - ④ 火山災害軽減のため、行政、市民、学者、メディアの連携を重視した行動を選択できる
 - ⑤ 火山災害に係る対策又は、火山災害の基本的な内容と災害時の適切な行動についての知見を普及させるためのアクションプランを提案できる。
- (5) 研修内容
世界的な COVID-19 の感染拡大継続の影響により、研修員の国を越えた移動が困難であることから、2021 年度についてはオンラインを活用した遠隔研修を実施し、その後来日が可能になり次第当該研修員を対象に来日研修を実施することとする。研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。遠隔研修との組み合わせにより効果的かつ効率的な研修内容となるよう考

慮すること。なお、研修内容については2020年度に実施した帰国研修員向けアンケートの結果を反映し、適宜修正、変更することとする。

1) 遠隔研修 (2021年10月下旬～2021年11月末)

3) のプログラム内容(案)のうち、案件目標達成のため遠隔での実施が有効と考えられる内容について、講義、討議、演習、レポート作成、動画視聴等適切な手法を用い、研修員の理解を促す。

2) 来日研修 (2021年度)

3) のプログラム内容(案)について、来日でのプログラムを実施する。来日研修においても、講義、討議、演習、レポート作成、視察等適切な手法を用いることとする。

3) プログラム内容(案)

【遠隔研修】

- ・ インセプションレポート発表
- ・ 火山の特徴①(概要)
- ・ 火山の特徴②(玄武岩質・安山岩質・流紋岩質マグマ等による火山ごとの特徴)
- ・ 噴火災害による被害想定
- ・ 日本の火山災害対策の概要①法体系(内閣府)
- ・ 日本の火山災害対策の概要②監視観測(気象庁)
- ・ 日本の火山災害対策の概要③火山砂防(国交省)
- ・ 日本の火山災害対策概要④火山研究者育成(文科省)
- ・ 日本の火山災害対策概要⑤火山防災協議会の体制(都道府県)
- ・ 日本の火山災害対策概要⑥市町村の地域防災計画(市町村)
- ・ 火山観光開発・ジオパーク①
- ・ 火山防災情報の発表と事例(気象庁)
- ・ 降灰後の土砂災害に係る情報発表(国交省)
- ・ 避難情報の発令(市町村)
- ・ 避難計画概論(広域避難、長期避難、家畜避難を含む)(協議会、代表的市町村:2コマ)
- ・ 地元自治体による火山防災対策(平時)
- ・ 地元自治体による危機管理対応(危機時)
- ・ 災害対策本部運営①事例(市町村)
- ・ 噴火時等の広報

- ・ 避難所運営①
- ・ 要援護者対策
- ・ 土地利用①規制（中南米だと不法居住者が問題になるが、日本に該当する参考事例はない）
- ・ 入山規制や警戒区域の設定
- ・ 降灰被害と除去①
- ・ 復旧復興①（江戸時代から現代の事例）
- ・ 登山者対策①（計画と施策）
- ・ 火山構造物対策（砂防施設）①
- ・ 健康被害
- ・ 火山防災マップ
- ・ 町内会組織等
- ・ 火山防災教育①（3コマ）
- ・ 火山防災訓練（3コマ）
- ・ アクションプラン個別指導

【来日研修事前プログラム】

- ・ 日本の火山災害対策の概要②ディスカッション
- ・ 火山観光開発・ジオパーク②ディスカッション
- ・ アクションプラン進捗確認、フォローアップ

【来日研修】

- ・ 火山の特徴②野外実習（富士山、桜島、有珠山のそれぞれの対策、対応につながる特徴）
- ・ 専門家とのディスカッション
- ・ 他国・地域（フィリピン、インドネシア等）の火山災害対策の概要
- ・ 災害対策本部運営②施設と機材
- ・ 避難所運営②運営所キット
- ・ 土地利用②火山地域の居住地と規制（基本、土砂法の範囲）
- ・ 火山構造物対策（砂防施設、避難シェルター等）②
- ・ 復旧復興②（実際の災害事例に基づく復旧復興（桜島大正噴火と有珠山 2000 年噴火）
- ・ 降灰除去②ロードスイーパー等の現地視察（鹿児島市）
- ・ 降灰除去③（中南米と日本の事例討論）
- ・ 自治体関係者とのディスカッション
- ・ 火山防災マップに基づく現地サイン
- ・ 火山防災教育②
- ・ 自治体関係者とのディスカッション

・ アクションプランフォローアップ

4) 当機構が実施するプログラム

以下については当機構が実施するが、今後の検討状況によって変更の可能性はある。

① 遠隔研修

● プログラム・オリエンテーション

技術研修の開始に際し、コースの目的、日程、内容及び方法等について説明する。

● 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

② 来日研修

来日研修では、①のプログラムに加え、以下のプログラムも実施する。

● 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

(6) 研修員

1) 定員：8名

2) 研修対象国：4ヶ国（コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、チリ）

研修対象組織：当該国の火山または火山活動に起因する土砂災害対策等を担う中央政府、地方政府、学術研究機関、市民社会組織、民間企業、及び防災教育担当機関（学校を含む）

3) 対象者：

① 火山防災活動で3年以上の経験を持つ幹部職員、中間管理職相当者、その他将来を有望視されている若手職員

② 学校等教育関係者は上記①の例外として考慮する

2. 委託業務の内容

(1) 契約期間（予定）

2021年度：2021年6月上旬～2022年3月中旬まで（予定）

2021年度研修員を対象とした来日研修、及び2022年度、2023年度についてはJICA担当者と協議の上決定。

(2) 業務（研修）実施方法

主に下記の手法を用い、遠隔での研修を実施する。実施にあたり、対象国と日本の時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、適切な手法を選択することとする。

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、研修員らがインターネット上で受講できるように講義を視聴覚教材として作成するか、ライブ配信を行う。その際、講義毎もしくは単元毎の確認問題、またはミニレポートの作成・発表等を設定することで研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの録画・編集・翻訳等が必要な場合には、JICA 担当者と協議の上、再委託も可とする。

2) 討議・演習

講義との関連性を重視し、テキスト及び講義映像等を参照しながら学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫する。更に、参加国のインターネット環境も踏まえつつ、講師と研修員または研修員間の双方向の交流、質疑応答の機会を設定し、遠隔研修であっても、修了後の実務に役立つことを目指す。

3) レポート作成・発表

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて修了後の問題解決能力を高めるよう努める。

(3) 詳細

1) 遠隔研修

- ・ 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ・ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ・ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ・ 研修員選考会への出席
- ・ JICA 北海道、その他関係機関との連絡・調整
- ・ 講師の選定・確保
- ・ 講師への講義依頼文書の発出
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ・ 教材の選定と準備（翻訳または吹替の業務含む）
- ・ 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ・ 講義を録画する場合に必要な使用機材等の確認、または再委託に

関する JICA との協議、手配業務

- ・ 講義テキスト（動画）・資機材・参考資料の準備（使用言語への翻訳含む）・確認・アップロード
- ・ 講義映像の作成及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
- ・ インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討、研修員への周知、補助
- ・ インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、演習等の検討、実施
- ・ 講師謝金の支払い
- ・ 講師への旅費・交通費の支払い
- ・ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- ・ 研修監理員との調整・確認
- ・ プログラム・オリエンテーションの実施（またはオリエンテーション動画の作成、ポータルサイト等へのアップロード）
- ・ 研修の運営管理とモニタリング（ウェブまたはメールベースを想定）
- ・ 研修員の技術レベルの把握（ウェブまたはメールベースで個別面接の実施等）
- ・ 各種オンライン発表会の準備・実施
- ・ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ・ 研修員からの技術的質問への回答
- ・ 評価会（Web、またはメールベースでの聞き取り）への出席、実施補佐
- ・ 反省会への出席
- ・ 講義の評価

2) 来日研修（事前プログラム含む）

- ・ 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ・ 講師・見学先・実習先の選定
- ・ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ・ 講師・見学先への連絡・確認
- ・ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ・ 講義室・会場等の手配
- ・ 使用資機材の手配
- ・ テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）

- ・ 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- ・ 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ・ 講師・見学先への手配結果の報告
- ・ 研修監理員との連絡調整
- ・ プログラム・オリエンテーションの実施
- ・ 研修員の技術レベルの把握
- ・ 研修員作成の技術レポート等の評価
- ・ 研修員からの技術的質問への回答
- ・ 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ・ 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- ・ 閉講式実施補佐
- ・ 研修監理員からの報告聴取
- ・ 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ・ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ・ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

（４）研修受託上の工夫

遠隔研修では対象国と日本の時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、案件目標を効果的に達成するための適切な手法を選択すること。

3. 留意事項

- 本研修コース実施にあたって、西語の研修監理員を当機構より配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務する。
- 研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行う。
- 本業務概要は予定段階のもののため、詳細については変更となる可能性がある。
- 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.htm

↓

以 上

参加意思確認書（例）

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役
所長 石丸 卓 殿

提出者 （所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名）

2021年度課題別研修「中南米地域火山防災能力強化」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件

（1）基本的要件：

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格 を有する場合、同資格審査結果通知書（写）を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

- ・登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発効日から 3 ヶ月以内のもの）
- ・財務諸表（直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- ・納税証明書（その 3 の 3、発効日から 3 ヶ月以内のもの）（写）

（2）その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上